

第7回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和4年7月15日(金)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について  
(申請件数 2件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨  
の証明願について (申請件数 3件)
- 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について  
(申請件数 2件)
- 議案第4号 都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について  
(申請件数 1件)
- 議案第5号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について  
(申請件数 2件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について  
(申請件数 4件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について  
(申請件数 7件)

応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のため出席 した者(事務局)	事務局長	中村 顕治
	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	川島 一利

午後4時00分開会

議長  
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第7回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長  
(石川 裕一君)

異議なしと認め、1番波多野雅之委員と7番高橋文雄委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、2件の申請がございました。

申請番号1番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、令和4年1月10日申請人の夫の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして波多野委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

申請番号2番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、令和4年1月10日申請人の父の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして波多野委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。  
それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4番  
(荒幡 善政君)

本日午後1時30分から土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、ネギ、オクラ、ブルーベリー等が栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①と②の農地は、ミカンが栽培されており、一部作付け準備中でした。③の農地は、トマト、インゲン、オクラ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、波多野委員。

1番  
(波多野雅之君)

1番と2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は証明書の発行を

委員	<p>したいと思います。御異議等ございませんか。</p>
議長 (石川 裕一君)	<p>異議なし。</p> <p>ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。</p> <p>次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。</p> <p>それでは、事務局より説明いたさせます。</p>
事務局 (本木 豊君)	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>議案第2号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、3件ございます。</p> <p>本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。</p> <p>申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成18年10月15日に相続し、前回調査は、令和元年6月17日になります。</p> <p>申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成15年11月29日に相続し、前回調査は、令和元年7月16日になります。</p> <p>申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成6年12月24日に相続し、前回調査は、令和元年7月16日になります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 (石川 裕一君)	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。</p> <p>それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。</p>

4 番  
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、栗が栽培されており、②と③の農地は梅が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、梅が栽培されており、②の農地はトウモロコシ、ゴマが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、トマト、ナス、トウモロコシ、サトイモ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、峰岸委員。

1 1 番  
(峰岸 豊君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

はい、森谷委員。

2 番  
(森谷 常夫君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

はい、内野委員。

9 番  
(内野 一彦君)

3番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、2件申請がございました。

申請番号1番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和4年4月11日、申請人の父の死亡より、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

申請番号2番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和元年12月18日、申請人の母の故障（要介護3）より、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。  
それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4番  
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①から④の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の申請地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしく願いします。

他にございませんか。

はい、加園委員。

12番  
(加園 好久君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく願いします。

議長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思えます。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第4号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第4号、「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1件申請がございました。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年6月27日法律第68号）第4条の規定に基づき、事業計画の認定を行うものでございます。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりとなります。権利の種類は使用貸借権の設定を行うもので、設定期間は令和4年8月1日から令和9年7月31日までの5年間でございます。

本事業計画の内容につきましては、議案資料の27ページから31ページに記載のとおりで、同法第4条第3項に規定される認定の要件を満たしていることを申し添えます。

以上でございます。

議 長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長よろしくお願いたします。

4 番  
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第4号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は夏野菜

が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており問題はないようでした。

申請人については、埼玉県嵐山町で認定農業者として、農業経営を行っている方で問題はないと思われます。承認してよろしいかと思ひます。

議 長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺ひます。

なお、1番の申請地につきましては、私から報告します。現地を確認しております。特に問題はないと思ひますので、よろしくお願ひします。他にござひませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第4号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」は、承認をしたいと思います。御異議等ござひませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございます。異議ないようですので、議案第4号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第5号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が2件ございました。

ご案内のとおり、農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構が申出のあった農地について借り受け、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行い、農業者に農地を貸し付け、農地の有効利用を図るものでござひます。

利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、氏名、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和4年8月1日から令和14年7月31日までの10年間でございます。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしくお願いいたします。

4番  
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第5号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、インゲン、ソルゴー等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、トウモロコシ、サトイモ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第5号につきましては、承認してよろしいかと思います。

議長  
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、比留間委員。

5番  
(比留間 望君)

1番と2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はございませんでした。よろしく申し上げます。

なお、有機農法の一つである自然栽培で畑の乾燥を防ぐ農法を採用しています。

議 長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第5号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第5号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、4件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、4件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号1番、2番が一般住宅、申請番号3番が共同住宅、申請番号4番が資材置場でございます。

以上でございます。

議 長  
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、比留間委員。

5 番  
(比留間 望君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

なお、2番、3番の届出地につきましては、私から報告します。

<p>現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願ひします。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>はい、森谷委員。</p>	
<p>2 番 (森谷 常夫君)</p>	<p>4 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>他に御意見等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>御意見等ないようですので、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。</p> <p>次に、報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」、7 件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
<p>事 務 局 (本木 豊君)</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>報告第 2 号、農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について、7 件ございます。</p> <p>本件は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届け出でございませぬ。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございませぬ。転用目的につきまして、申請番号 1 番から 3 番及び 5 番、6 番が一般住宅、申請番号 4 番が駐車場、申請番号 7 番が資材置場でございませぬ。</p> <p>以上でございませぬ。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺ひませぬ。</p> <p>なお、1 番、2 番、4 番、5 番、6 番の届出地については、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>はい、加藤委員。</p>

3 番  
(加藤 武君)

3 番の届出地につきまして、現地を確認しております。  
特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

はい、奥住委員。

6 番  
(奥住 雄一君)

7 番の届出地につきまして、現地を確認しております。  
特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これもちまして第7回総会を終了いたします。  
大変お疲れ様でした。

午後4時25分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和4年7月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩